

第143期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年2月25日（水曜日）午前10時

開催場所

当社富山事業所
不二越ものづくりセンター2階
Kohki Hall
富山市不二越本町一丁目1番1号

議案

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買
収への対応方針）継続の件 |

目次

第143期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	36
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告	57

(証券コード 6474)
(発送日) 2026年2月6日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月2日

株主各位

東京都港区東新橋一丁目9番2号

株式会社 不二越
代表取締役
社長執行役員 黒澤 勉

第143期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第143期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nachi-fujikoshi.co.jp/ir/stockholders.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名(不二越)または証券コード(6474)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月24日（火曜日）午後4時35分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月25日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 富山市不二越本町一丁目1番1号
 当社富山事業所 不二越ものづくりセンター2階 Kohki Hall

3. 目的・事項

報告事項

1. 第143期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）
 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第143期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）
 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

従いまして、当該書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

- ~~~~~
 ●当該書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年2月25日(水曜日)午前10時

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年2月24日(火曜日)午後4時35分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従い、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、賛否をご入力ください。詳細は次ページをご参照ください。

行使期限

2026年2月24日(火曜日)午後4時35分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

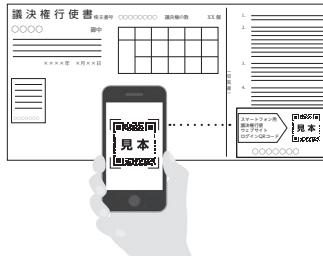
※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

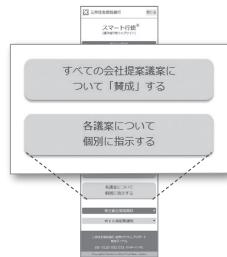
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法など
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

第143期の期末配当金につきましては、この方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額 2,200,805,500円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
1 再任	ほん ま ひろ お 本間 博夫 (1945年7月29日生)	1970年4月 当社入社 2001年2月 当社取締役 2002年7月 当社常務取締役 2004年2月 当社取締役副社長 2009年2月 当社取締役社長 2017年2月 当社取締役会長 2023年2月 当社取締役会長執行役員現在に至る	31,441株
(候補者とした理由)			
本間博夫氏は、当社において、代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、現在は取締役会長執行役員を務めております。経営トップとしての豊富な経験と高い見識を活かして、今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。			
2 新任	なか むら なり とし 中村 成利 (1968年2月14日生)	1992年4月 当社入社 2014年7月 当社ロボット事業部ロボット製造所長 2017年2月 当社執行役員ロボット事業部長、営業戦略 本部副本部長 2023年2月 当社執行役員ロボット事業部長現在に至る	4,751株
(候補者とした理由)			
中村成利氏は、当社において主にロボット事業部門に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
3 再任	ふる さわ てつ 古 澤 哲 (1959年6月4日生)	1982年4月 当社入社 2014年2月 当社取締役営業戦略本部副本部長、アセ アン地区担当、欧州地区担当 2023年2月 当社取締役常務執行役員経営企画部長、 海外営業担当、コンプライアンス本部 長、海外人事担当 2025年10月 当社取締役常務執行役員経営企画担当、 海外営業担当、人事担当、コンプライア ンス本部長現在に至る	9,883株
(候補者とした理由)			
古澤哲氏は、当社において海外営業部門や経営企画部門に長く携わり、豊富な経験と深い知見を 有しております。こうした経験と知見を活かして、今後も経営全般に貢献することができるた め、取締役として再任をお願いするものであります。			
4 再任	さわ さき ゆう いち 澤 崎 裕 一 (1962年3月1日生)	1986年4月 当社入社 2021年2月 当社取締役財務担当、財務部長 2023年2月 当社取締役常務執行役員財務担当、財務部 長、調達担当 2024年2月 当社取締役常務執行役員財務担当、財務部 長、総務担当、リスク管理総括現在に至る	8,470株
(候補者とした理由)			
澤崎裕一氏は、当社において長年財務部門に携わり、財務・会計に関して深い知見を有してお ります。この知見を活かして今後も経営全般に貢献することができるため、取締役として再任を お願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
5	国崎 晃 (1968年1月8日生)	1990年4月 当社入社 2016年2月 当社取締役ロボット事業部長 2023年2月 当社執行役員D X推進担当 2025年2月 当社取締役執行役員技術開発本部長、調達担当現在に至る	9,120株
再任			(候補者とした理由) 国崎晃氏は、当社においてロボット事業部門に長く携わり、現在は技術開発本部長を務めております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、今後も経営全般に貢献することができるため、取締役として再任をお願いするものであります。
6	寶島 章 (1971年10月24日生)	1996年4月 当社入社 2020年9月 当社ロボット事業部ロボット開発部長 2025年1月 当社執行役員東日本支社長 2026年1月 当社執行役員東日本支社長、ロボット営業グローバル統括現在に至る	1,477株
新任			(候補者とした理由) 寶島章氏は、当社においてロボット事業部門に長く携わり、現在は東日本支社長を務めております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、経営全般に貢献することができるため、取締役として選任をお願いするものであります。
7	小林 修介 (1975年11月14日生)	1999年4月 当社入社 2020年12月 当社軸受事業部軸受企画部長 2024年11月 当社軸受事業部長 2025年9月 当社執行役員軸受事業部長現在に至る	1,278株
新任			(候補者とした理由) 小林修介氏は、当社において主に軸受事業部門に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして経営全般に貢献することができるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
8 新任 社外 独立	いし がき せい じ 石 垣 聖 二 (1964年9月22日生)	<p>1989年4月 三井物産(株)入社</p> <p>2017年7月 同社アジア・大洋州本部次世代・機能推進商品本部長兼アジア・大洋州三井物産SVP</p> <p>2021年6月 りらいあコミュニケーションズ(株) (現アルティウスリンク(株)) 取締役人事本部・法務管掌、ダイバーシティ担当、CCO兼CHRO</p> <p>2023年9月 アルティウスリンク(株)専務取締役執行役員CHRO、人事・法務統括本部長</p>	0株

(候補者とした理由および期待される役割)

石垣聖二氏は、三井物産(株)において長年海外関連事業やICT関連事業に携わり、同社関連会社において人事・法務担当役員を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして当社の経営を適切に監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石垣聖二氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 石垣聖二氏が社外取締役に選任された場合、当社は、会社法第427条第1項により、同氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告3.(5)に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任された場合、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：本総会後の取締役会のスキル・マトリックス】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

地位・氏名			専門性、経験						
			企業経営	営業・マーケティング	製造	技術開発	グローバル	財務会計	法務・リスク管理
取締役	本間博夫		○	○	○		○	○	○
代表取締役	中村成利		○	○	○		○		○
取締役	古澤哲		○	○			○		○
取締役	澤崎裕一		○				○	○	○
取締役	国崎晃		○		○	○	○		
取締役	寶島章		○	○		○	○		
取締役	小林修介		○		○		○		
取締役	石垣聖二	独立社外	○	○			○		○
取締役 (常勤監査等委員)	小林昌行		○					○	○
取締役 (監査等委員)	山崎昌一	独立社外	○				○	○	○
取締役 (監査等委員)	澤近泰昭	独立社外	○	○	○			○	○
取締役 (監査等委員)	後藤恵実	独立社外						○	○

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、その内容は下記1. の提案の理由に記載しております。以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記2. (1)をご参照ください。）に関する対応策（買収防衛策）の導入についてご承認いただきました。その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会、2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会、2020年2月19日開催の当社第137期定時株主総会および2023年2月22日開催の当社第140期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが（以下、当社第140期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現施策」といいます。）、その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展等も踏まえ、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、当社とあわせて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としての現施策の継続の是非や内容について検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2026年1月22日開催の当社取締役会において、本総会の決議による承認を条件として現施策を一部変更のうえ継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下、変更後の対応策を「本施策」といいます。）を下記2. のとおり決議いたしました。

現施策からの変更点は次のとおりです。

- ① 本施策の対象となる大規模買付行為の定義を見直しました。
- ② 独立委員会（下記2. (2)に定義します。）は、大規模買付対抗措置（下記1. に定義します。）の発動を勧告するにあたり、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる旨明記しました。
- ③ その他文言等の形式的な見直しを行いました。

つきましては、本施策を継続することにつき、当社定款第18条の定めに基づき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記2. (1)をご参照ください。）の行う大規模買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

そして、実際に大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。このため、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

上記の見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、ならびに大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

なお、2025年11月30日現在における当社株式の状況は別紙1に記載のとおりです。

2. 本施策の内容

(1) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、以下のいずれかに該当する買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したもの）を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

- ① 特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為
- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定株主グループが当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注2）を樹立する行為（注3）（ただし、当社株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

ここに、「特定株主グループ」とは、①当社株券等の保有者（注4）およびその共同保有者（注5）、または②当社株券等の買付け等（注6）を行う者およびその特別関係者（注7）をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注8）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（注9）の合計をいいます。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

- (注3) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報を求めることがあります。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。以下、同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照するものとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照するものとします。

(2) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（下記①）および大規模買付行為に對して当社がとりうる大規模買付対抗措置（下記②）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供（下記①(a)）ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与（下記①(b)）を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（下記②(a)）、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（下記②(b)）。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客觀性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました（下記①(c)および②(c)）。

なお、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

① 大規模買付ルール

(a) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ、当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称または商号、主たる事務所または本店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注10）を行うことその他の目的がある場合にはその旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を明示し、

大規模買付ルールを順守する旨を誓約した日本語で記載された大規模買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後10営業日（注11）以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者において意向表明書に補充して提供していただきたい情報のリストを、意向表明書記載の国内連絡先宛に送付します。補充して提供していただくことを予定している情報の一般的な項目は、次の(i)から(viii)までのとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

(注10) 金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

(注11) 「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

- (i) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヶ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的な内容）および具体的な内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の株券等保有割合、保有株券等の数および直近6ヶ月間の当社株券等の買付状況
- (iv) 大規模買付行為における当社株券等の買付価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的な内容および条件
- (v) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- (vi) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- (vii) 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- (viii) 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害

- 関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- (ix) 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
 - (x) 大規模買付者が提供する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
 - (xi) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針および議決権の行使方針ならびにそれらの理由
 - (xii) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期ならびにいかなるときに当該重要提案行為等を行うかに関する情報
 - (xiii) 大規模買付行為後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨および理由
 - (xiv) 大規模買付行為後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
 - (xv) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
 - (xvi) 当社の他の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、意向表明書を補充する情報を、書面にて提供していただきます。大規模買付者が提供した情報がなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な情報が揃うまで追加的に情報の提供を求めることがあります。ただし、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当該大規模買付行為の是非に關し、株主の皆様が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した意向表明書およびこれを補充する情報（以下「大規模買付者提供情報」といいます。）は、株主の皆様の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者による大規模買付者

提供情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに速やかに開示いたします。

(b) 取締役会における検討および評価

次に、大規模買付者には、上記(a)に基づく情報提供完了通知を当社が行った日の翌日から起算して、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、大規模買付者提供情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。なお、下記(c)(iii)に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。ただし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。）中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者提供情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、下記(c)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置の発動の是非について決議します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対して当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(c) 独立委員会の設置・勧告等

当社は、本施策の継続にあたり、当社取締役会の判断の客觀性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者から構成される独立委員会を設置しております（独立委員会規則の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。

独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から選任します。なお、本施策の継続にあたって予定している独立委員会の委員の氏名

および略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

当社取締役会が情報提供完了通知を行うにあたっては、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報が十分か否かを諮問するものとします。また、当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報ならびに当社取締役会による評価および分析結果を提供のうえ、当社取締役会が決議しようとする具体的な大規模買付対抗措置について、その発動の是非を諮問するほか、当社取締役会としての代替的提案の内容が相当か否か、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと判断した事項を諮問するものとします。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価および分析結果ならびに外部専門家等の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を必要に応じて外部の第三者からみずから入手、検討して、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

(i) 大規模買付対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、原則として大規模買付対抗措置の発動を勧告します。なお、独立委員会は、当該勧告にあたり、大規模買付対抗措置の発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の発動を勧告した後も、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと独立委員会が判断した場合には、大規模買付対抗措置の停止または変更の勧告を行うことがあります。

(ii) 大規模買付対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれにも該当しないか、または該当しても大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動

することが相当であると判断するに至った場合には、大規模買付対抗措置を発動することの新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(iii) 取締役会評価期間の延長を行う場合

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に上記(i)または(ii)に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当該大規模買付行為の評価または検討、大規模買付者との交渉または協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受けたうえで大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うこと等を勧告することができるものとします。

② 大規模買付対抗措置

(a) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、下記(b)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行する場合の概要は、別紙4「新株予約権の概要」に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないこと等の行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項を付す場合があります。

(b) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の(i)または(ii)に定める要件を具備する場合に限るものとします。

(i) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の求める情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を

含みます。) が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、大規模買付者提供情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会は、原則として相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。具体的には、次の(ア)から(キ)までのいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせるにある場合 (いわゆるグリーンメイラーの場合)
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ (大規模買付者を含みます。) に移譲させること (いわゆる焦土化経営) にある場合
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ (大規模買付者を含みます。) の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (オ) 最初の買付けで当社株券等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主の

皆様に当社株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付行為（いわゆる強圧的二段階買収）である場合

- (カ) 大規模買付者による支配権取得および支配権取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損するおそれがあるまたは当社グループの企業価値の維持および向上を妨げる重大なおそれがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 買付条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分または不適当な買付けである場合

(c) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、上記(b)の具体的な大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客觀性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、その勧告を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していない場合、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していないことが客觀的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社グループまたは株主の皆様に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとしますが、独立委員会により、大規模買付行為が上記②(b)(ii)に記載の各発動要件に該当し、大規模買付対抗措置を発動するこ

とが相当であるとして大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされたときは、その勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。ただし、当該勧告がなされた場合でも、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断したときは、大規模買付対抗措置を発動しないこともあります。

なお、当社取締役会は、独立委員会が大規模買付対抗措置を発動すべき旨を勧告するにあたり当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、大規模買付対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会の招集手続および議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続および議決権行使方法に準ずるものとします。

当社取締役会は、いったん大規模買付対抗措置の発動の決議をした後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付対抗措置の停止または変更を行うことがあります。例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、(ア)当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中心とし、(イ)新株予約権の無償割当ての効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。このような大規模買付対抗措置の停止または変更を行う場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報を開示いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

③ 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策は、本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得られた場合に限り継続するものであり、有効期間は2029年2月に開催予定の当社第146期定時株主総会終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、(a)本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲内で当社取締役会において隨時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所の定める規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合その他株主の皆様に不利益を与えない場合を含みます。）をしたうえで、当社取締役会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合、または(b)当社株主総会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されるものとします。

なお、当社は、本施策を廃止または変更した場合、速やかにその旨を開示いたします。

④ 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、2026年1月22日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項、用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

（3）本施策が株主および投資家の皆様に及ぼす影響について

① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、その導入・継続時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対

する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性がありますが、それ以外の株主の皆様の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所の定める規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その持株数に応じて新株予約権が割当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の皆様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができる旨の取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（この場合、かかる株主の皆様には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、上記②②(c)ii)で述べているとおり、当社は、例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、(a)当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、(b)新株予約権の無償割当ての効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当ての対象となる株主の皆様が確定した後に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記1. に記載の当社の基本方針に沿うものです。

(2) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本施策は株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的

上記1. で述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものです。

また、上記2. (2)①で述べた大規模買付ルールの内容ならびに2. (2)②で述べた大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するような大規模買付行為までをも不当に制限するものではないと考えます。

② 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも上記2. (2)において具体的かつ明確に示したところであり、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

③ 株主意思の反映

上記2.(2)(3)「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」で述べたとおり、本施策は、本総会に議案として提出し、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得られる場合に限り継続するものであります。また、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって、廃止または変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主総会決議を通じて株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

④ 取締役会の判断の客觀性・合理性の確保

本施策においては、上記2.(2)(2)(b)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として客觀的かつ明確な基準を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、上記2.(2)(2)(c)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客觀性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

⑤ 買収への対応方針に関する指針の要件を完全に充足していること

本施策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則 ((a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則) を完全に充足しております。また、本施策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日最終改訂)の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記2.(2)(3)の「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」に記載しましたとおり、本施策は、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会において選任された当社取締役で構成された当社取締役会により廃止することができますので、いわゆるデッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年ですが、監査等委員である取締役の任期は会社法の規制に基づくものであり、取締役の期差任期制を採用していないため、本施策は、いわゆるスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

以上

当社株式の状況（2025年11月30日現在）

- ・発行可能株式総数 60,000,000株
- ・発行済株式総数 24,919,343株
(うち自己株式数 2,911,288株)
- ・株主数 16,412名
- ・大株主の状況

順位	株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
1	那智わねい持株会	2,800	12.73
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,910	8.68
3	ナチ不二越従業員持株会	1,330	6.05
4	ナチ取引店持株会	998	4.54
5	日本生命保険相互会社	793	3.60
6	住友生命保険相互会社	754	3.43
7	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	710	3.23
8	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	705	3.21
9	株式会社北陸銀行	577	2.63
10	岡谷鋼機株式会社	485	2.20

(注1) 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 自己株式（2,911千株）は上記大株主から除外しております。

(注3) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注4) 自己株式には役員向け株式交付信託が所有する当社株式229千株を含んでおりません。

以上

独立委員会規則の概要

- 独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）は、当社取締役会の決議により設置される。
- 委員会の委員は、3名以上5名以下とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 委員会は、大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか、具体的な大規模買付対抗措置の内容が相当であるか、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項等について検討・評価のうえ、委員会として決定を行い、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
委員会は、当社取締役会に対する勧告の前提として、大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求、大規模買付行為の提案があった事実の公表、大規模買付行為に関する条件についての大規模買付者との交渉等を、当社取締役会に要請することができる。
- 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他委員会が必要と認める者に対して説明を求めることができる。
- 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の略歴

本施策継続時の独立委員会の委員は、以下の3名とする予定です。

山崎 昌一（やまざき まさかず：1956年11月21日生）

【略歴】

1979年4月 (株)北陸銀行入行
2011年6月 同行執行役員
2015年2月 当社社外監査役
2023年2月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

（注1）山崎昌一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

澤近 泰昭（さわちか やすあき：1949年6月29日生）

【略歴】

1972年4月 大同製鋼（株）（現大同特殊鋼（株））入社
2005年6月 大同特殊鋼（株）取締役
2009年6月 理研製鋼（株）代表取締役社長
2023年2月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

（注1）澤近泰昭氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

後藤 恵実（ごとう えみ：1978年6月4日生）

【略歴】

2002年9月 マエサワ税理士法人入所
2006年2月 税理士登録
2012年1月 鳥山会計事務所入所
2014年5月 税理士法人深代会計事務所（現深代税理士法人）入所（現）
2023年2月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

（注1）後藤恵実氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

以上

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、35,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これらの①から④までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注3）（以下「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

- (注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当の決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。
- (注2) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。なお、その算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当の決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。
- (注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

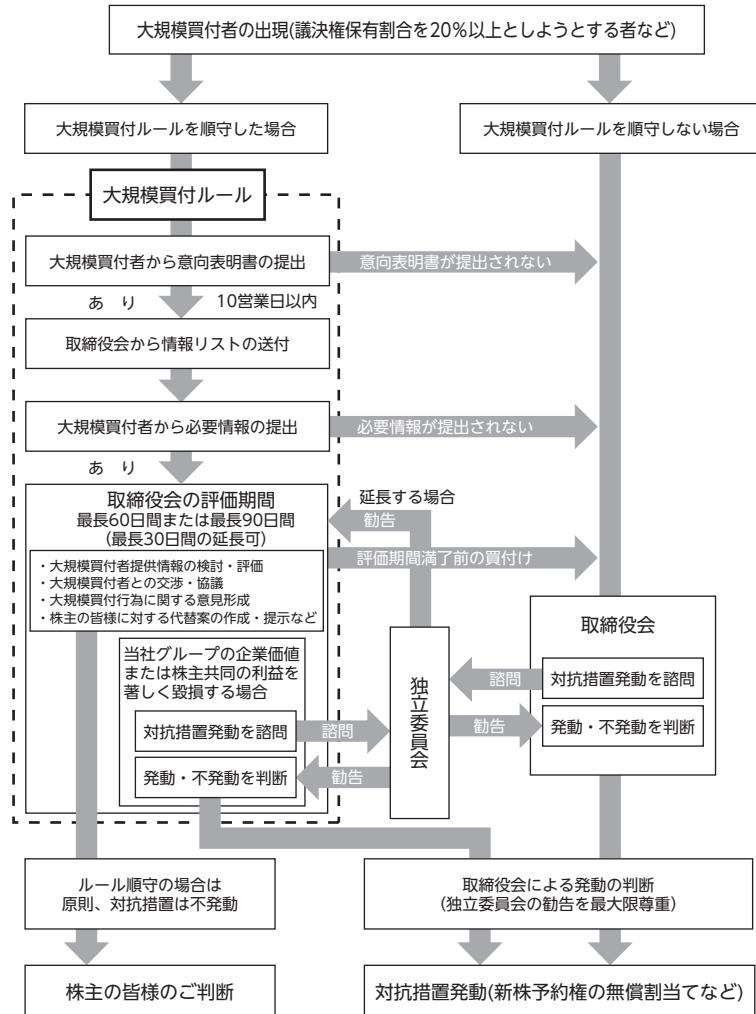
その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

本施策に係る手続きの流れの概要



(注1) 本図は、本施策の理解に資することを目的として、本施策に係る手続きの流れの概要を記載したものです。本施策の詳細につきましては、本文をご参照ください。

(注2) 独立委員会が株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または取締役会が適切であると判断した場合には、対抗措置の発動等に関して、株主意思確認総会を開催して株主の皆様の意思を確認する場合がございます。

事業報告 (2024年12月1日から) (2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、自動車分野は後半において緩やかな回復が見られるものの、米国の通商政策や物価上昇、ロシア・ウクライナおよび中東地域における地政学リスクの長期化、金融資本市場の変動など先行き不透明な状況が継続しております。海外では、中国においては経済が低迷するなど一部で事業環境の厳しさが増しております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期的な脱炭素・EV化をはじめとする産業構造の大変革を見据え、ロボットを核に、工具、工作機械、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての特長を活かし、ユーザーのものづくりに寄与する新商品の開発や技術提案を行うとともに、米国を中心とする営業拠点の更なる拡充など、受注・売上の拡大にとり組んでおります。また、利益の改善に向けて、設備や人員の適正化、標準ベアリングの集約生産、さらには全部門を対象とした合理化、内製拡大など、事業全般の構造改革をより一層推進しております。

以上の結果、当期の連結売上高は、自動車分野においては国内の一部メーカーで生産が緩やかに回復したものの、中国での設備投資計画の見直し、建設機械分野における国内の需要低迷の影響を受け、2,359億円と前期に比べ1.7%の減収となりました。このうち、国内売上高は1,159億円（前期比1.3%減）、海外売上高は1,199億円（同2.0%減）であります。利益面につきましては、ロボット、特殊鋼などで操業度が悪化しましたが、構造改革による固定費の削減、原材料価格上昇分の販売価格への転嫁、生産ラインの自動化・合理化、調達コストダウンにとり組んだ結果、営業利益は97億円（同47.3%増）、経常利益は83億円（同97.6%増）となりました。また、資本効率の向上をはかるために政策保有株式を縮減し、投資有価証券売却益として31億円を特別利益に計上、一方で余剰設備や人員の適正化を推し進め、構造改革費用として31億円を特別損失に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は52億円（同56.7%増）となりました。

事業分野別の業況につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、北米の工具需要が増加しましたが、中国におけるロボット需要が減少した影響で、売上高は734億円（前期比5.3%減）となりました。

部品事業では、建設機械分野において国内の生産調整により油圧機器の需要が減少しましたが、自動車分野においては一部メーカーの生産回復によりカーハイドロリクスの需要が増加した結果、

売上高は1,472億円（同0.6%増）となりました。

その他の事業では、国内を中心に特殊鋼の需要が減少し、売上高は152億円（同4.7%減）となりました。

事業分野別売上高

区分	第142期 (2024年11月期)		第143期 (2025年11月期)		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
工具	百万円 33,237	% 13.8	百万円 34,158	% 14.5	百万円 921	% 2.8
工作機械	13,360	5.6	13,998	5.9	637	4.8
ロボット	30,902	12.9	25,250	10.7	△5,651	△18.3
機械工具事業計	77,500	32.3	73,407	31.1	△4,092	△5.3
ベアリング	85,727	35.7	85,419	36.2	△307	△0.4
油圧機器	60,671	25.3	61,835	26.2	1,164	1.9
部品事業計	146,398	61.0	147,255	62.4	856	0.6
特殊鋼	14,182	5.9	13,143	5.6	△1,039	△7.3
その他	1,811	0.8	2,097	0.9	285	15.8
その他の事業計	15,993	6.7	15,240	6.5	△753	△4.7
合計	239,892	100.0	235,903	100.0	△3,989	△1.7

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は99億円であり、その主なものは、海外におけるベアリングの生産体制の構築、日本における工具、ベアリングの生産能力増強ならびに合理化投資であります。

上記の資金は、自己資金および借入金により調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループをとり巻く事業環境は、当社の主要な事業領域である自動車分野では、先進国および中国を中心にカーボンニュートラルに向けたEV化、さらには、AIやデジタル技術を融合させた自動車開発が進展するなど大きな変革期にあります。そして、産業機械分野も含め、ものづくりのDX・AIによる商品開発や生産性向上、生成AIの活用、SDGsをはじめとした社会・環境問題への対応の要求などが高まっております。

当社グループといたしましては、このような産業構造の大変革に対し、ベアリング事業では標準ラジアル軸受の生産を集約するなど構造改革を進めてまいりました。今後は、総合機械メーカーとしての独自性を活かし、ロボットを事業成長の中核に据えて、高付加価値のものづくりとソリューションを提供してまいります。とくに海外市場に向けては、営業拠点の拡充など営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化して、市場の動き・ニーズを捉え、競争力のある商品・サービスを拡販してまいります。さらに、需要の変化に対応する世界の工場再編や、自動化・合理化により生産性を高め、業績の一層の向上に努めてまいります。そして、事業活動を通して、環境・社会・ガバナンスなどの課題にとり組み、持続的な企業成長を目指してまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	第140期 (2022年11月期)	第141期 (2023年11月期)	第142期 (2024年11月期)	第143期(当期) (2025年11月期)
売上高	258,097 百万円	265,464 百万円	239,892 百万円	235,903 百万円
営業利益	17,025 百万円	11,873 百万円	6,636 百万円	9,773 百万円
経常利益	17,100 百万円	11,028 百万円	4,236 百万円	8,370 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	12,237 百万円	6,469 百万円	3,351 百万円	5,250 百万円
1株当たり当期純利益	513.17 円	276.92 円	144.10 円	233.48 円
総資産	357,457 百万円	370,324 百万円	334,757 百万円	331,295 百万円
純資産	156,367 百万円	169,520 百万円	164,665 百万円	174,250 百万円
1株当たり純資産額	6,330.16 円	6,980.96 円	6,969.20 円	7,833.35 円

(5) 主要な事業内容

当社グループの事業および主要製品は次のとおりであります。

機械工具事業	切削工具、塑性加工工具、切断工具、 工作機械、機械加工システム、 ロボット、ロボットシステム
部品事業	ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス
その他の事業	特殊鋼、コーティング、工業炉

(6) 主要な事業拠点

① 当社

本社	東京都港区東新橋一丁目9番2号（汐留住友ビル）
支社	東日本（東京都）、中日本（愛知県）、西日本（大阪府）
支店	北関東（群馬県）、東海（静岡県）、北陸（富山県）、 中国四国（広島県）、九州（福岡県）
営業所	北海道、福島、山形、信州（長野県）
事業所	富山、東富山、滑川、水橋、流杉（以上、富山県）

② 予会社

国内	株式会社ナチ関東（東京都） 株式会社ナチ常盤（東京都） 株式会社ナチベアリング製造（富山県）
海外	NACHI AMERICA INC.（アメリカ） NACHI EUROPE GmbH（ドイツ） 不二越（中国）有限公司 那智不二越（江蘇）精密機械有限公司（中国） NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.（タイ）

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,532名	411名減

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ナチ関東	60百万円	100.0%	工具・ベアリング・油圧機器等の販売
株式会社ナチ常盤	92百万円	100.0%	工作機械・ロボット・油圧機器等の販売
株式会社ナチベアリング製造	89百万円	*100.0%	ベアリング製造
NACHI AMERICA INC.	56,160千米ドル	100.0%	工具・ベアリング・油圧機器等の販売
NACHI EUROPE GmbH	1,615千ユーロ	100.0%	工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売
不二越（中国）有限公司	250,516千元	100.0%	工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売
那智不二越（江蘇）精密機械有限公司	144,957千元	100.0%	工具・ロボット・油圧機器・カーハイドロリクス製造
NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.	1,491百万バーツ	100.0%	ベアリング製造販売 工具・ロボット・油圧機器等の販売

(注) *は子会社による出資を含む比率であります。

(9) 主要な借入先および借入額の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	7,814 百万円
株式会社北陸銀行	5,135

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式総数 24,919,343株
 (うち自己株式数 2,911,288株)
 (3) 株主数 16,412名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
那 智 わ ね い 持 株 会	2,800	12.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,910	8.68
ナ チ 不 二 越 従 業 員 持 株 会	1,330	6.05
ナ チ 取 引 店 持 株 会	998	4.54
日 本 生 命 保 險 相 互 会 社	793	3.60
住 友 生 命 保 險 相 互 会 社	754	3.43
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	710	3.23
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	705	3.21
株 式 会 社 北 陸 銀 行	577	2.63
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	485	2.20

- (注) 1. 自己株式(2,911千株)は上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には役員向け株式交付信託が所有する当社株式229千株を含んでおりません。

(5) 当期に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当期に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	2,228株	2名

- (注) 株式報酬制度の内容の概要は、下記3.(2)①(d)に記載のとおりであります。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 執 行 役 員	本 間 博 夫	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	黒 澤 勉	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	原 英 明	営業統括、国内営業担当、中国事業担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	古 澤 哲	経営企画担当、海外営業担当、人事担当、コンプライアンス本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	澤 崎 裕 一	財務担当、財務部長、総務担当、リスク管理統括
取 締 役 執 行 役 員	佐 々 木 法 嗣	アジア(韓国・台湾・アセアン・インド・ドバイ)営業担当、二輪営業担当
取 締 役 執 行 役 員	国 崎 晃	技術開発本部長、調達担当
取 締 役	岡 部 洋	
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 林 昌 行	
取 締 役 (監査等委員)	山 崎 昌 一	
取 締 役 (監査等委員)	澤 近 泰 昭	
取 締 役 (監査等委員)	後 藤 恵 実	税理士(深代税理士法人)

- (注) 1. 2025年2月26日開催の第142期定時株主総会において、新たに、佐々木法嗣、国崎晃の両氏が取締役に選任され就任いたしました。また、畠崎志郎、吉田直純の両氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役岡部洋、取締役(監査等委員)山崎昌一、同澤近泰昭、同後藤恵実の各氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(常勤監査等委員)小林昌行氏は当社財務部門における長年の経験があり、取締役(監査等委員)山崎昌一氏は金融機関における長年の経験があり、同後藤恵実氏は税理士としての長年の経験が

あり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査の実効性を確保するため、小林昌行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役岡部洋、取締役（監査等委員）山崎昌一、同澤近泰昭、同後藤恵実の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年2月27日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、①において同じとします。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。同決定方針の内容は以下のとおりであります。

(a) 基本方針

当社取締役の報酬は、業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を担っていくことの対価として、優秀な人材の確保、維持ができるよう相応の水準とすることを基本方針とする。具体的には、外部の客観的な報酬のデータを参考に、当社取締役の報酬がかかる水準となるよう取締役報酬内規を定め、かかる内規に基づいて、当社取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬から構成される。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとする。

なお、当社は、取締役の報酬の決定手続の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の決議により選定した3名以上の取締役（監査等委員である取締役を含む。）で構成し、その過半数を独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）とする、指名・報酬委員会を設置する。

(b) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定の月額報酬とし、各取締役の職位・担当（執行役員としての職位・担当を含む。）を基礎に、取締役報酬内規に基づいて算定するものとする。

(c) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の業績（営業利益）、株主への配当、従業員賞与水準等を総合的に勘案して、取締役報酬内規に基づき算定し、役員賞与として原則として年1回12月に支給するものとする。

(d) 株式報酬に関する方針

当社は、当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入している。当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付されるものである。ポイントは、株式交付規程に基づき、各取締役の役位等に応じて付与される。なお、株式交付時期は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退任時とする。

(e) 基本報酬、業績運動報酬および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業績運動報酬（賞与）の割合は、当社の主要な需要が自動車・産業機械向けであり、同業界の動向に業績が左右されやすい状況も勘案して、報酬総額の概ね25%程度以内とする。

(f) 個人別の報酬の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、取締役報酬内規に基づき、外部の客観的な報酬のデータを参考として、当社の業績や経営内容、事業環境、および職位・等級などを総合的に考慮した所定の方式により算定し、取締役会は、あらかじめ指名・報酬委員会へ諮問し、諮問に対する答申を最大限尊重して当該内容を決定することを条件として、最終の決定を取締役会議長に一任する旨の決議を行うものとする。

② 取締役の報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	451	360	—	91	10
取締役（監査等委員）	61	61	—	—	4
合計 (うち社外役員)	512 (46)	421 (46)	— (—)	91 (—)	14 (4)

(注) 1. 上記の取締役の人員には、2025年2月26日開催の第142期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬（賞与）に係る業績指標は営業利益であり、その実績は上記1.(4)に記載のとおりであります。当該指標を採用した理由は、当社が業績評価の指標として、企業本来の営業活動の成果を反映する当該指標を重視しているためであります。業績連動報酬の算定方法は、上記①(c)に記載のとおりであります。
4. 株式報酬の額は、当期に付与したポイントに係る費用計上額であります。株式報酬制度の内容の概要是上記①(d)に記載のとおりであります。当期に交付した株式報酬の内容は上記2.(5)に記載のとおりであります。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年2月22日開催の第140期定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）と決議いただいております（ただし、使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役1名）であります。また、当該報酬限度額とは別枠で、2023年2月22日開催の第140期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定および継続を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名であります。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年2月22日開催の第140期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
7. 取締役会は、あらかじめ指名・報酬委員会へ諮問し、諮問に対する答申を最大限尊重して当該内容を決定することを条件として、取締役会議長である取締役会長執行役員本間博夫氏に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本注において同じ。）の個人別の報酬の最終の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには取締役会長執行役員が適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が上記①に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役（監査等委員）の後藤恵実氏は、深代税理士法人の税理士ですが、同事務所は当社と取引がありません。

② 当期における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	
社外取締役	岡部洋	取締役会 全13回中13回	－
社外取締役（監査等委員）	山崎昌一	取締役会 全13回中13回	監査等委員会 全12回中12回
社外取締役（監査等委員）	澤近泰昭	取締役会 全13回中13回	監査等委員会 全12回中12回
社外取締役（監査等委員）	後藤恵実	取締役会 全13回中13回	監査等委員会 全12回中12回

各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、それぞれ豊富な経験と高い見識を活かして当社の経営を適切に監督しており、社外取締役に期待される役割を果たしております。なお、山崎昌一、澤近泰昭、後藤恵実の各氏は、指名・報酬委員会の委員として同委員会に出席し、適宜意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および管理職従業員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該契約は、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を填補するものであります。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、被保険者の犯罪行為に起因する場合、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合等は填補の対象となりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	65百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	65百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。また、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）が行われた場合であっても、これを受け入れるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

(2) 基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社は、「世界に誇れるものづくりの技術」を経営理念としております。この経営理念のもと、持続的な成長と企業価値の向上の実現に向けて、ロボットを会社の中核として育て上げることを中長期的な事業の運営方針とし、経営基盤の強化にとり組んでおります。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、ロボットを核に、工具、工作機械、ベアリング、油圧機器および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械メーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品、技術、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めています。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としており、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当いたします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげてとり組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記(1)に記載の基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会、2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会、2020年2月19日開催の当社第137期定時株主総会および2023年2月22日開催の当社第140期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、当社第140期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「本施策」といいます。）。

(a) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記(1)に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、(i)当社株券等の保有者およびその共同保有者、または(ii)当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールおよび大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客觀性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。また、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認のための株主総会（「株主意思確認総会」）を招集し、大規模買付対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

(注) 本施策の有効期限は、本総会終結の時までとなっております。当社は、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展等も踏まえ、本施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、2026年1月22日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、本施策を一部変更のうえ継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）について決議いたしました。その詳細につきましては、第3号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件」またはインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>）に掲載の2026年1月22日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続のお知らせ」をご参照ください。

(3) 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記(2)①に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載の基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記(1)に記載の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、(i)本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、(ii)大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、(iii)本施策の継続等について株主の皆様の意思が反映されていること、(iv)大規模買付対抗措置の発動の手続について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、(v)本施策は経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、(vi)本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、(vii)デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないことの理由から、本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位 百万円)

| 科 目                         | 金 額     | 科 目                     | 金 額      |  |
|-----------------------------|---------|-------------------------|----------|--|
| (資 産 の 部)                   |         |                         |          |  |
| 流 動 資 産                     | 168,690 | 流 動 負 債                 | 80,696   |  |
| 現 金 及 び 預 金                 | 32,204  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 15,478   |  |
| 受 取 手 形 、 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 53,561  | 電 子 記 録 債 務             | 16,891   |  |
| 電 子 記 録 債 権                 | 8,559   | 短 期 借 入 金               | 21,226   |  |
| 商 品 及 び 製 品                 | 34,624  | コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー   | 10,000   |  |
| 仕 掛 品                       | 12,302  | リ 一 ス 債 務               | 1,165    |  |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品             | 21,365  | 未 払 費 用                 | 7,801    |  |
| そ の 他                       | 6,236   | 未 払 法 人 税 等             | 1,218    |  |
| 貸 倒 引 当 金                   | △ 163   | そ の 他                   | 6,914    |  |
| 固 定 資 産                     | 162,604 | 固 定 負 債                 | 76,347   |  |
| 有 形 固 定 資 産                 | 108,875 | 長 期 借 入 金               | 51,987   |  |
| 建 物 及 び 構 築 物               | 31,749  | リ 一 ス 債 務               | 1,943    |  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具           | 58,004  | 繰 延 税 金 負 債             | 11,772   |  |
| 土 地                         | 10,603  | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金       | 32       |  |
| リ 一 ス 資 産                   | 2,904   | 株 式 給 付 引 当 金           | 649      |  |
| 建 設 仮 勘 定                   | 2,839   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 8,066    |  |
| そ の 他                       | 2,772   | そ の 他                   | 1,895    |  |
| 無 形 固 定 資 産                 | 4,025   | 負 債 合 計                 | 157,044  |  |
| ソ フ ト ウ エ ア                 | 3,552   | (純 資 産 の 部)             |          |  |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定           | 359     | 株 主 資 本                 | 131,701  |  |
| そ の 他                       | 113     | 資 本 金                   | 16,074   |  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産             | 49,703  | 資 本 剰 余 金               | 13,347   |  |
| 投 資 有 價 証 券                 | 29,619  | 利 益 剰 余 金               | 114,300  |  |
| 長 期 貸 付 金                   | 53      | 自 己 株 式                 | △ 12,021 |  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産           | 13,922  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 38,895   |  |
| 繰 延 税 金 資 産                 | 2,235   | そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金 | 15,444   |  |
| そ の 他                       | 3,881   | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 21,375   |  |
| 貸 倒 引 当 金                   | △ 9     | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 2,075    |  |
| 資 産 合 計                     | 331,295 | 非 支 配 株 主 持 分           | 3,652    |  |
|                             |         | 純 資 産 合 計               | 174,250  |  |
|                             |         | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 331,295  |  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年12月1日から)  
(2025年11月30日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                           | 金 額     |
|-------------------------------|---------|
| 売 上 高                         | 235,903 |
| 売 上 原 価                       | 182,954 |
| 売 上 総 利 益                     | 52,949  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 43,176  |
| 當 業 利 益                       | 9,773   |
| 當 業 外 収 益                     |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 1,321   |
| そ の 他                         | 1,071   |
| 當 業 外 費 用                     | 2,392   |
| 支 払 利 息                       | 1,072   |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 59      |
| そ の 他                         | 2,663   |
| 經 常 利 益                       | 3,795   |
| 特 別 利 益                       | 8,370   |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 24      |
| 投 資 有 價 証 券 売 却 益             | 3,128   |
| 特 別 損 失                       | 3,153   |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               | 283     |
| 構 造 改 革 費 用                   | 3,118   |
| そ の 他                         | 9       |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 3,411   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 8,112   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 2,418   |
| 当 期 純 利 益                     | 505     |
| 当 期 純 利 益                     | 2,924   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | 5,187   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 63      |
|                               | 5,250   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位 百万円)

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年12月1日から)  
(2025年11月30日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 162,838 |
| 売 上 原 価                 | 138,686 |
| 売 上 総 利 益               | 24,152  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 21,718  |
| 營 業 利 益                 | 2,434   |
| 營 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 6,574   |
| そ の 他                   | 553     |
|                         | 7,127   |
| 營 業 外 費 用               |         |
| 支 払 利 息                 | 553     |
| そ の 他                   | 1,605   |
|                         | 2,158   |
| 経 常 利 益                 | 7,403   |
| 特 別 利 益                 |         |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 25      |
| 投 資 有 價 証 券 売 却 益       | 3,091   |
|                         | 3,117   |
| 特 別 損 失                 |         |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 248     |
| 構 造 改 革 費 用             | 383     |
|                         | 631     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 9,889   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,045   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △66     |
| 当 期 純 利 益               | 978     |
|                         | 8,910   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社不二越  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

富山事務所

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 安 藝 真 博 |
| 指定有限責任社員<br>業務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 安 田 康 宏 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二越の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社不二越

取締役会 御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 真 博

業務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏

業務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二越の2024年12月1日から2025年11月30日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各とり組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各とり組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年1月26日

## 株式会社 不二越 監査等委員会

常勤監査等委員 小林昌行 ㊞

監査等委員 山崎昌一 ㊞

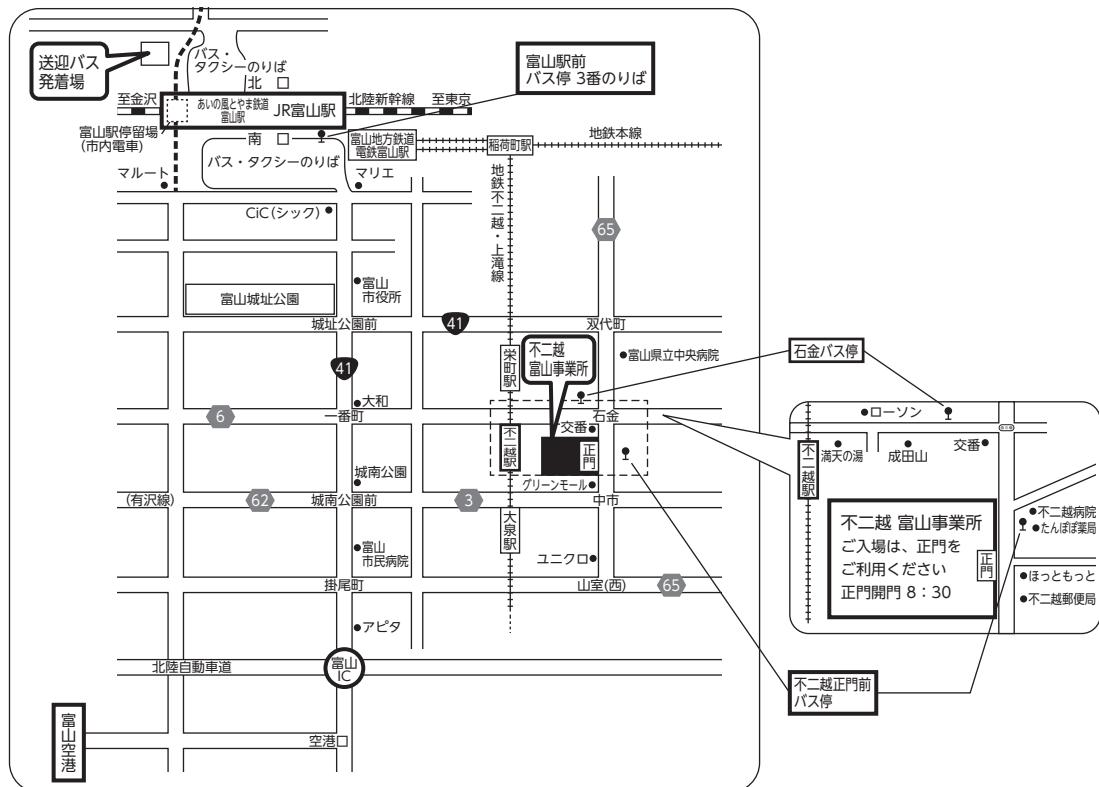
監査等委員 澤近泰昭 ㊞

監査等委員 後藤恵実 ㊞

(注) 監査等委員山崎昌一、澤近泰昭および後藤恵実は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会会場 ご案内図

当社富山事業所 不二越ものづくりセンター2階 Kohki Hall  
富山市不二越本町一丁目1番1号  
電話 (076) 423-5111 (代表)



※当日は、ショールーム・ロボットFA展示場を自由にご覧いただけます(総会前に限ります)。

- 交通**
- 富山地方鉄道 不二越・上滝線 不二越駅下車 徒歩約10分
  - 富山地鉄バス 「富山駅前」3番のりば乗車 「石金」下車 徒歩約5分 または「不二越正門前」下車すぐ
  - お車 JR富山駅から約15分、富山空港または富山インターチェンジから約20分
  - 送迎バス 当日は、JR富山駅北口から当社送迎バスを運行いたします(富山駅北口8:40発・9:30発)。
- ※予期せぬ交通渋滞が生じた場合は、会場への到着が遅れるこも想定されますので、ご了承ください。
- お問い合わせ**
- ご入場は、富山事業所正門をご利用ください。
  - 事業所内の駐車場は収容台数に限りがあるため、極力、公共交通機関または送迎バスをご利用ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。